

(仮称) JR宇都宮駅東口第2自転車駐車場の選定結果について

「宇都宮市自転車駐車場条例」の一部改正を経て新たに設置する予定の「(仮称) JR宇都宮駅東口第2自転車駐車場」の指定管理者について、非公募で次のとおり候補者を選定しました。

なお、指定管理者の指定は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、宇都宮市議会の議決を経た後に行います。

団体名称	総 合 評 価	施設効用の 最大限の発揮	経 費 の 縮 減	住民の平等 利用の確保
社団法人 宇都宮市シルバー人材センター	適 正	適 正	適 正	適 正

※ 指定期間は、施設の供用開始（平成22年6月予定）から平成25年3月31日まで